

『JGAPロゴマーク使用の細則』改定案に対するパブリックコメント対応表

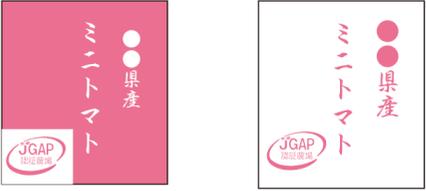
2023年8月16日
一般財団法人 日本GAP協会

●JGAP ロゴマーク使用の細則

No.	提案者	項番等 (記載例:3(1))	意見内容	理由 (可能であれば、根拠となる出典等をご記載ください)	対応
1	審査員	総則	審査先の地域スーパー店頭で、なるべく地元農産物を見るようにしています。商品の個別包装の認証農場ロゴマークとあわせて、「JGAPとは」的な解説を農家自身が行っているケースをいくつか見ました。JGAPの認知度向上を農家によってなされているので、GAP協会側からなんらかのインセンティブ(報酬)制度によるマークの浸透、普及の施策を練られても、面白いのかなあ、と思っております。		ご意見は今後の検討課題とさせていただきます。
2	認証農場 審査員	2	用語の「製品」の定義について、 5.2.4(d)から、製品とは「JGAP認証農場・団体で生産された生産物、および生産物を調理・製造したもの」と読むことができます。 一方で、附則の概要一覧の使用ロゴから、製品とは「JGAP認証農場・団体で生産された生産物を小分け・加工、または原材料として調理・製造したもの」とも読めます。 生産物は製品を分けて定義した方がいいと考え、用語の定義に「製品」を追加することを提案します。 以下は案です。 『製品: JGAP認証農場・団体において生産された生産物を小分け・加工、または原材料として調理・製造したもの。』	生産物(農畜産物)が製品に含まれる場合と、そうでない場合があるように見えるためです。	ご指摘を参考に、2用語の定義(1)にJGAP製品の定義を追加しました。 また、「製品」を「JGAP製品」に変更しました。
3	食品事業者	6.7 7.7	発行手数料は1つの商品を使う場合はたとえば11000円、違う商品だと、プラス11000円ですか？教えてください。		発行手数料および年間使用料は、ロゴマークの表示対象数に関わらず、登録番号ごとに発生します。 6.7および7.7に追記しました。
4	食品事業者	6.3 使用条件(8)	登録番号を表示する際、表示領域の都合上、番号中に改行を挟むことは可能でしょうか？	表示領域が狭く、登録番号を1行に印刷しきれない可能性があります。	改行をした場合でも、続きの番号であることがわかるように表示されていれば問題ございません。
5	食品事業者	6.5、7.5 申請方法	包装材印刷の都合上、従来の登録番号が併記されたロゴデータの使用を希望した場合、従来通りのデータは頂戴できますでしょうか。またデザイン上の課題から従来データの登録番号のフォント・サイズはご教示いただけますでしょうか。	6.3 使用条件(8) と重複しますが、既存ロゴデータにて作成済みの包装材とデザインを揃えたく、既存ロゴデータを頂戴する、もしくは情報をご教示いただきたいです。	登録番号および認証生産物の名称を使用者様で記載できるように、ダミーデータを記載した状態でのロゴマークデータの配布を検討しています。

No.	提案者	項番等 (記載例:3(1))	意見内容	理由 (可能であれば、根拠となる出典等をご記載ください)	対応
6	認証農場	7.7	JGAP認証ロゴマークの6.7には『発行手数料は登録番号ごと』と明記してありますが、7.7には明記していないので、登録番号ごとではないと捉えてしまうと思います。9版まではロゴ自体が登録番号とセットだったので、登録番号ごとの申請だと思いましたが、10版からは複数農場で申請可能という事でしょうか。どちらにせよその旨追記が必要ではないかと考えました。		7.7は「JGAP農畜産物使用ロゴマーク(使用ロゴ)」の発行手数料となります。 認証農場ロゴマーク(農場ロゴ)は、宣伝資材や農産物に複数の認証農場や認証生産物を表示する可能性があるため、複数の登録番号を同時に記載することができます。 使用ロゴに併記する登録番号は各使用者固有の登録番号となり、ロゴマークの使用者を明確にすることが目的となるため、使用ロゴに複数の登録番号を併記することは認められません。
7	認証農場 審査員	11 (1)	(末尾)・・・不正使用の監査にかかる費用を使用者に請求することがあります。 ↓これを、以下に変更することを提案します。 『・・・不正使用が明らかになった場合は、監査にかかる費用を使用者に請求します。』	強い文言とし、正しい使用を促すため。	該当部分の文言に関しては、顧問弁護士と相談のうえ作成しております。
8	認証農場 審査員	11 (2)	(末尾)・・・法的措置を取ることがあります。 ↓これを、以下に変更することを提案します。 『・・・法律に則って対処します。』	文言を強めたいが、ただちに「法的措置を取ります」というと、脅しの感があるので、やや強めくらいに。	該当部分の文言に関しては、顧問弁護士と相談のうえ作成しております。
9	食品事業者	改定の概要 P11	「指導員ロゴマークは表示対象物の更新の機会に移行」とございませますが、移行期限の設定はございませでしょうか？	特に名刺など、デザイン更新の予定が今後見込まれない場合の対応をご教示いただきたいです。	指導員ロゴマークは、現在のところ継続使用可能と考えており、移行期限はございませません。
10	認証農場		第9版の3.3.2では、ロゴマークの表示の条件が細く設定されていますが、第10版では特に見当たりません。つまり、今後はダンボールの底だろうが内側だろうが適当に表示してもよろしいということですか？	JGAP認証農場ロゴマークを表示するときは、認証農場・団体の名称(名前)を必ず併記しなければならない。ただし、認証農場・団体の名称については協会の個別の承認により通称等を利用することができる。JGAP認証農場ロゴマークは、認証農場・団体の名称(名前)を同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。なお、団体認証の場合は、農畜産物に団体の名称と団体に所属している農場の名前を両方表記することはできない。必ず認証団体の名称を明記すること。	ロゴマークには必ず登録番号を併記することとしており、登録番号により認証農場・団体が確認できるため、農場・団体名の記載は必須ではなくなりました。 包装資材や宣伝資材等のデザインを損なわないことを目的に、ロゴマークをより柔軟に使用できるよう使用方法を改定をしています。 ロゴマーク自体は認証取得を表す目印になりますので、表示する意図を考慮いただき、表示ください。

●JGAP ロゴマーク 表示マニュアル

No.		スライド番号	意見内容	理由 (可能であれば、根拠となる出典等をご記載ください)	対応
1	審査員	総則	審査タイミングでは、許諾書を申請しないまま、商品に表示されている事例を発見することが可能です。道の駅や直売所、スーパー店頭で不適切な使用を発見したとします。茶の場合、例えば農場名が違う、荒茶までの認証範囲なのに仕上茶で販売されているなどは、何らかの通報の仕組みがあっても良いのでは。	認証農場ロゴマークの不適切な使用を見張る、例えば専門知識を持ったオンブズマン制度の導入で店頭パトロールするなどチェック機能を設けてみるかどうか？	ご意見は今後の検討課題とさせていただきます。
2	食品事業者	8、16、25	「一定の余白」の具体的な規定をご教示ください。		一定の余白は、ロゴマークに重ねて表示するなど、ロゴマークのデザインに影響を与えないことを目的としており、具体的な数値は規定しておりません。表示する素材のデザインやスペースをご考慮ください。ご不明な点がございましたら、使用イメージ案のご提出の際にご確認ください。
3	食品事業者	14	【ご質問】 「単色印刷の場合は、印刷物と同一の色を使用可能」と記載ありますが、例えば、ピンクインキ単品のためのデザインを作成・印刷する場合、JGAPロゴマーク=ピンクにして問題ないと捉えますが、よろしいでしょうか？	イメージ 	添付イメージのように、単色印刷の場合は、印刷と同じ色(例示の場合はピンク)をロゴマークに使用することは可能です。